

貯金規定の一部改正について

(改正後)

(改正前)

貯金規定

島根県農業協同組合
(令和7年4月1日現在)

貯金規定

島根県農業協同組合
(令和6年4月1日現在)

貯金規定目次			貯金規定目次		
分類	内容	ページ	分類	内容	ページ
当座性	当座勘定規定	1	当座性	当座勘定規定	1
	普通貯金規定	10		普通貯金規定	10
	教育資金贈与税非課税措置に関する特約	17		教育資金贈与税非課税措置に関する特約	17
	成年後見支援貯金に関する特約	21		成年後見支援貯金に関する特約	21
	総合口座取引規定	23		総合口座取引規定	23
	こども貯金規定	31		こども貯金規定	31
	普通貯金無利息型（決済用）規定	36		普通貯金無利息型（決済用）規定	36
	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	44		総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	43
	貯蓄貯金規定	51		貯蓄貯金規定	50
	納税準備貯金規定	58		納税準備貯金規定	57
	出資予約貯金規定	64		出資予約貯金規定	63
	定期性	スーパー定期貯金規定（単利型）		70	定期性
スーパー定期貯金規定（複利型）		77	スーパー定期貯金規定（複利型）	76	
スーパー定期貯金規定（利息分割型）		83	スーパー定期貯金規定（利息分割型）	82	
自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）		90	自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）	89	
自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）		97	自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）	96	
自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型）		103	自動継続スーパー定期貯金規定（利息分割型）	102	
大口定期貯金規定		110	大口定期貯金規定	109	
自動継続大口定期貯金規定		116	自動継続大口定期貯金規定	115	
期日指定定期貯金規定		122	期日指定定期貯金規定	121	
自動継続期日指定定期貯金規定		127	自動継続期日指定定期貯金規定	126	
変動金利定期貯金規定（複利型）		133	変動金利定期貯金規定（複利型）	132	
自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）		138	自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）	137	
据置定期貯金「きらきら」規定		144	据置定期貯金「きらきら」規定	143	
自動継続 JA 据置定期貯金「きらきら」規定		149	自動継続 JA 据置定期貯金「きらきら」規定	148	
定期積金規定		154	定期積金規定	153	
積立式定期貯金規定		161	積立式定期貯金規定	160	
一般財形貯金規定		167	一般財形貯金規定	166	
財形年金貯金規定		171	財形年金貯金規定	170	
財形住宅貯金規定		176	財形住宅貯金規定	175	
通知貯金規定		181	通知貯金規定	180	
譲渡性貯金規定		186	譲渡性貯金規定	185	
年金予約定期貯金規定「ハッピーターン」（単利型）		190	年金予約定期貯金規定「ハッピーターン」（単利型）	189	
年金予約定期貯金規定「ハッピーターン」（複利型）		195	年金予約定期貯金規定「ハッピーターン」（複利型）	194	
自動継続年金予約定期貯金規定「ハッピーターン」（単利型）		200	自動継続年金予約定期貯金規定「ハッピーターン」（単利型）	199	
自動継続年金予約定期貯金規定「ハッピーターン」（複利型）		206	自動継続年金予約定期貯金規定「ハッピーターン」（複利型）	205	
自動継続年金受給者定期貯金規定「福寿」（単利型）		211	自動継続年金受給者定期貯金規定「福寿」（単利型）	210	
自動継続年金受給者定期貯金規定「福寿」（複利型）		216	自動継続年金受給者定期貯金規定「福寿」（複利型）	215	
自動継続退職金専用定期貯金規定「満開」（単利型）		221	自動継続退職金専用定期貯金規定「満開」（単利型）	220	

(改正後)			(改正前)		
自動継続退職金専用定期貯金規定「満開」(複利型)	226		自動継続退職金専用定期貯金規定「満開」(複利型)	225	
自動継続退職金専用定期貯金規定「満開」(大口定期)	231		自動継続退職金専用定期貯金規定「満開」(大口定期)	230	
自動継続葬祭定期貯金規定(単利型)	237		自動継続葬祭定期貯金規定(単利型)	236	
島根県産農産物ギフトカタログ付き定期貯金「縁(えにし)」貯金規定	242		島根県産農産物ギフトカタログ付き定期貯金「縁(えにし)」貯金規定	241	
自動継続農産物ギフトカタログ付き定期貯金「縁(えにし)」貯金規定	247		自動継続農産物ギフトカタログ付き定期貯金「縁(えにし)」貯金規定	246	

当座勘定規定

1. ～6. (省略)

7. (手形、小切手の支払等)

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書を使用してください。

(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8. ～16. (省略)

17. (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18. ～32. (省略)

以上

(令和7年4月1日現在)

当座勘定規定

1. ～6. (省略)

7. (手形、小切手の支払 (追加))

(1) ～ (2) (省略)

(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 (追加) を使用してください。

(追加)

8. ～16. (省略)

17. (印鑑照合等)

- ① 手形、小切手、(追加) または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、(追加)、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) ～ (3) (省略)

18. ～32. (省略)

以上

(令和4年11月14日現在)

普通貯金規定

1. ～ 9. (省略)

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (または暗証の届出がある場合には暗証) を届出の印鑑 (または暗証の届出がある場合には暗証) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第 12 条により補てんを請求することができます。

11. (キャッシュカード)

- (1) この貯金についてキャッシュカード(以下「カード」という。)を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当組合所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器により J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定方法により確認した場合、その他当組合所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当組合 J A ネットバンク利用規定、J A バンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当組合の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

12. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) ～ (7) (省略)

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) ～ (2) (省略)

14. (取引の制限等)

- (1) ～ (3) (省略)

15. (解約等)

- (1) (省略)

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
②この貯金の貯金者が 第 13 条 1 項に違反した場合
③～⑥ (省略)

- (3) ～ (5) (省略)

普通貯金規定

1. ～ 9. (省略)

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (追加) を届出の印鑑 (追加) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

(新設)

11. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) ～ (7) (省略)

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) ～ (2) (省略)

13. (取引の制限等)

- (1) ～ (3) (省略)

14. (解約等)

- (1) (省略)

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
②この貯金の貯金者が 第 12 条 第 1 項に違反した場合
③～⑥ (省略)

- (3) ～ (5) (省略)

16. (通知等)
(省略)**17. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**
(1)～(4) (省略)**18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや**第21条**に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

②～⑤ (省略)

19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① **第18条**に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) (省略)

20. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1)～(5) (省略)

21. (未利用口座管理手数料)

(1)～(3) (省略)

(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、**第15条**第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(5)～(6) (省略)

22. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記**第15条**第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) (省略)

以上

(令和7年4月1日現在)

15. (通知等)
(省略)**16. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**
(1)～(4) (省略)**17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや**第20条**に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

②～⑤ (省略)

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

① この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① **第17条**に掲げる異動が最後にあった日

②～④ (省略)

(2) (省略)

19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1)～(5) (省略)

20. (未利用口座管理手数料)

(1)～(3) (省略)

(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、**第14条**第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(5)～(6) (省略)

21. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記**第14条**第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) (省略)

以上

(令和6年4月1日現在)

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>1. ～12. (省略) (総合口座取引)</p> <p>13. (印鑑照合等) この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> を届出の印鑑 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>14. ～24. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和7年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>1. ～12. (省略)</p> <p>13. (印鑑照合等) この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(追加)</u> を届出の印鑑 <u>(追加)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>14. ～24. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和6年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">普通貯金無利息型(決済用)規定</p> <p>1. ～9. (省略)</p> <p>10. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> を届出の印鑑 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>第12条</u>により補てんを請求することができます。</p> <p><u>11. (キャッシュカード)</u> <u>(1) この貯金についてキャッシュカード(以下「カード」という。)を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当組合所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> <u>(2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器によりJAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。JAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定方法により確認した場合、その他当組合所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当組合JAネットバンク利用規定、JAバンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当組合の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p><u>12. (盗難通帳による払戻し等)</u> (1) ～ (7) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">普通貯金無利息型(決済用)規定</p> <p>1. ～9. (省略)</p> <p>10. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(追加)</u> を届出の印鑑 <u>(追加)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>次条</u>により補てんを請求することができます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>11. (盗難通帳による払戻し等)</u> (1) ～ (7) (省略)</p>

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1)～(2) (省略)

14. (取引の制限等)

(1)～(3) (省略)

15. (解約等)

(1) (省略)

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この貯金の貯金者が第13条第1項に違反した場合
- ③～⑥ (省略)

(3)～(5) (省略)

16. (通知等)

(省略)

17. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(1)～(4) (省略)

18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第21条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）
- ②～⑤ (省略)

19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第18条に掲げる異動が最後にあった日
- ②～④

(2) (省略)

20. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1)～(5) (省略)

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1)～(2) (省略)

13. (取引の制限等)

(1)～(3) (省略)

14. (解約等)

① (省略)

② 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
- ③～⑥ (省略)

(3)～(5) (省略)

15. (通知等)

(省略)

16. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

(1)～(4) (省略)

17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第20条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）
- ②～⑤ (省略)

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ①第17条に掲げる異動が最後にあった日
- ②～④ (省略)

(2) (省略)

19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1)～(5) (省略)

(改正後)	(改正前)
<p>21. (未利用口座管理手数料) (1) ～ (3) (省略) (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、<u>第15条</u>第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) ～ (6) (省略)</p> <p>22. (規定の変更等) (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記<u>第15条</u>第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和7年4月1日現在)</u></p>	<p>20. (未利用口座管理手数料) (1) ～ (3) (省略) (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、<u>第14条</u>第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) ～ (6) (省略)</p> <p>21. (規定の変更等) (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記<u>第14条</u>第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。 (2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和6年4月1日現在)</p>
<p>総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1. ～11. (省略)</p> <p>12. (印鑑照合等) この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> を届出の印鑑 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>13. ～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和7年4月1日現在)</u></p>	<p>総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1. ～11. (省略)</p> <p>12. (印鑑照合等) この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(追加)</u> を届出の印鑑 <u>(追加)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>13. ～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和6年4月1日現在)</p>